

掛川市規則第4号

掛川市行政組織規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月28日

掛川市長

(別紙)

掛川市行政組織規則の一部を改正する規則

掛川市行政組織規則（平成17年掛川市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「及び地域包括ケア推進課」を削り、同項の表を次のように改める。

部名	課名	係名
総務部	行政課	行政法務係 庶務係
	財政課	財政係
	資産経営課	管財係 地籍調査係
	納税課	管理係
	市税課	市税総務係 市民税係
	資産税課	土地係 家屋係
企画政策部	企画政策課	
	広報・シティプロモーション課	広報広聴係 シティプロモーション・移住促進係
	D X 推進課	情報化推進係 情報システム係
	市民課	戸籍係 住民記録係
協働環境部	生涯学習協働推進課	協働推進係 自治活動支援係 中山間・海岸線地域振興係
	文化・スポーツ振興課	文化政策係 文化財係 スポーツ振興係
	環境政策課	公害衛生係 ごみ減量推進係
健康福祉部	福祉課	福祉政策係 社会福祉係 障がい者福祉係
	健康医療課	健康企画係 母子保健係 成人保健係 特定健診係
	長寿推進課	高齢者政策係 保険給付係 介護認定係 予防支援係
	国保年金課	国保年金係 後期高齢者医療係
	地域包括ケア推進課	地域企画係 発達相談支援係 中部地域健康医療支援センター 東部地域健康医療支援センター 西部地域健康医療支援センター 南部大東地域健康医療支援センター 南部大須賀地域健康医療支援センター
こども希望部	こども政策課	こども政策係

	こども希望課	こども育成支援係 園運営支援係
産業経済部	産業労働政策課	企業誘致推進係
	観光交流課	観光交流係
	農林課	農政係 農産係 農地整備係 森林環境係
	お茶振興課	お茶振興係
都市建設部	都市政策課	計画・土地利用係 交通政策係
	土木防災課	都市整備係 土木防災係 用地調整係
	基盤整備課	都市基盤整備係 海岸・事業調整係
	維持管理課	管理係 維持係 公園緑化係
上下水道部	下水道課	下水総務係 施設管理係
危機管理部	危機管理課	危機政策係 防災対策係 市民安心係

第5条第2項を削り、同条第3項中「(中部地域健康医療支援センター、東部地域健康医療支援センター、西部地域健康医療支援センター、南部大東地域健康医療支援センター及び南部大須賀地域健康医療支援センターを除く。)」を削り、同項の表を次のように改め、同項を同条第2項とする。

課名	室名	係名
行政課	人事室	人材育成係
	契約検査室	契約検査係
資産経営課	公共施設マネジメント推進室	公共施設マネジメント推進係
納税課	収納対策室	徴収第一係 徴収第二係
企画政策課	市長政策室	市長政策係 秘書係
	地域創生戦略室	経営戦略係 多文化共生・男女協働係
D X 推進課	D X 推進室	デジタル支援係
環境政策課	再生可能エネルギー政策室	環境政策係
健康医療課	地域医療推進室	地域医療推進係
	新型コロナワクチン接種対策室	新型コロナワクチン接種対策係

こども希望課	こども家庭総合支援室	こども家庭相談係 こども家庭給付係
産業労働政策課	産業活性化推進室	創業・労政係 商業振興係
	ふるさと納税推進室	ふるさと納税推進係
都市政策課	住宅政策室	建築住宅係 住まい・空き家対策係

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第8条第1項に次の1号を加える。

(4) 契約検査室契約検査係

- ア 入札に関する事。
- イ 指名競争入札者選定等委員会に関する事。
- ウ 委託、工事及び物品購入の契約に関する事。
- エ 不動産、動産等の契約に関する事。
- オ 設計図書等の審査及び指導に関する事。
- カ 工事及び委託業務の検査及び査察に関する事。
- キ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に関する事。

第8条第3項中「管財課」を「資産経営課」に改め、同項第1号中「財産活用係」を「管財係」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項に次の1号を加える。

(3) 公共施設マネジメント推進室公共施設マネジメント推進係

- ア 指定管理者制度に関する事。
- イ 公共施設マネジメントに関する事。
- ウ 市が保有する建築物（教育財産その他教育委員会が管理する建築物を除く。エにおいて同じ。）の設計並びに工事施工の指導及び監理に関する事。
- エ 市が保有する建築物の維持・保全計画の策定及び実施に向けた技術的支援に関する事。

第8条第4項第1号に次のように加える。

- カ 市県民税（普通徴収）、軽自動車税、固定資産税及び都市計画税に関する督促状の発送に関する事。

第8条第5項第1号中キ中「市税（国民健康保険税を除く。）」を「市たばこ税及び入湯税」に改め、同項第2号に次のように加える。

オ 市県民税（特別徴収）及び法人市民税に関する督促状の発送に関すること。

第9条第1項中第3号及び第4号を削り、第2号を第4号とし、同項に第1号から第3号までとして次の3号を加える。

(1) 市長政策室市長政策係

ア 特命事項の調査及び計画に関すること。

イ 市議会に関すること（市議会の招集及び議案に関することを除く。）。

(2) 市長政策室秘書係

ア 市長及び副市長の秘書に関すること。

イ 法令に基づく委員の任命に関すること。

ウ 式典及び交際に関すること。

エ 表彰及び栄典に関すること。

(3) 地域創生戦略室経営戦略係

ア 市政の基本施策に関すること。

イ 総合計画及び実施計画に関すること。

ウ 新市建設計画に関すること。

エ 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく市町村計画の策定及び調整に関すること。

オ 地域創生総合戦略の推進及び総合調整に関すること。

カ 企業版ふるさと納税に関すること。

キ 庁議その他の庁内会議に関すること。

ク 各種事務事業の総合調整に関すること。

ケ 行政評価に関すること。

コ 組織機構及び職員定数に関すること。

サ 広域行政の推進及び関係市町村との連絡調整に関すること。

シ 高等教育機関に関すること。

ス 総合教育会議に関すること。

セ 住民投票に関すること。

ソ 指定統計調査その他各種統計調査に関すること。

タ 公益通報者保護の総括に関すること。

チ 平和事業の推進に関すること。

ツ S D G s（持続可能な開発目標）に関すること。

テ 各種事務事業の改善に関すること。

ト 行政改革の調査研究および実施に関すること。

第9条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「IT政策課」を「DX推進課」に改め、同項第1号に次のように加える。

オ ネットワーク及び端末等機器（マイナンバー利用事務系を除く。）の管理及び運用に関すること。

第9条第2項第2号ア中「電子計算業務のシステム設計」を「住民情報に係る情報処理システムの管理及び運用」に改め、同号エを次のように改める。

エ マイナンバー利用事務系のネットワーク及び端末等機器の管理及び運用に関すること。

第9条第2項に次の1号を加える。

(3) DX推進室デジタル支援係

ア 情報化の推進に係る総合企画及び調査研究に関すること。

イ デジタルトランスフォーメーションに関すること。

ウ デジタル化の推進に関すること。

エ DXのための人材育成及び活用に関すること。

オ マイナンバー制度（マイナンバーカードの交付及び普及に関することを除く。）に関すること。

第9条第2項を同条第3項とし、同条に第2項として次の1項を加える。

2 広報・シティプロモーション課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 広報広聴係

ア 広聴活動に関すること。

イ 市政情報の提供並びに広報刊行物の発行及びその配付に関すること。

ウ 市ホームページ並びにSNSの総合調整に関すること。

エ 行政相談に関すること。

オ 請願、陳情及び要望（自治会からの要望を除く。）に関すること。

カ 報道機関との連絡調整に関すること。

(2) シティプロモーション・移住促進係

ア シティプロモーションに関すること。

イ 移住及び定住に関すること。

第9条の2第1項第3号中「地域交通係」を「中山間・海岸線地域振興係」に改め、オからクまでを削り、ケをオとし、コを削り、サをカとし、同号に次のように加える。

キ 海岸線地域の振興に関すること。

第9条の2第2項第1号を次のように改める。

(1) 文化政策係

ア 市民文化の振興に関すること。

イ 市民文化に関する事業の企画立案に関すること。

ウ 掛川市文化振興計画に関すること。

エ 掛川市文化政策審議会に関すること。

オ 公益財団法人掛川市文化財団に関すること。

カ 市民文化団体の指導育成及び連絡調整に関すること。

キ 文化ホールの管理運営に関すること。

ク 掛川城周辺施設の管理運営に関すること。

ケ 清水邸の管理運営に関すること。

コ 美術館の管理運営に関すること。

サ 美術館協議会に関すること。

シ 文化芸術振興基金に関すること。

第9条の2第2項第2号を削り、同項第3号中「文化政策室文化財係」を「文化財係」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号ケを削り、同号コを同号ケとし、同号を同項第3号とする。

第10条第1項第1号中イからサまでを次のように改める。

イ 地域福祉の推進に関すること。

ウ 社会福祉協議会その他関係団体との連絡調整に関すること。

エ 民生委員、児童委員及び主任児童委員に関すること。

オ 地域福祉基金に関すること。

カ 社会福祉法人の設立の認可等に関すること。

キ 社会福祉法人の指導監査に関すること。

ク 災害時要配慮者に関すること。

ケ 障害者福祉施設の整備に関すること。

コ 障がい者の権利利益の擁護に関すること。

サ 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定、指導及び監督に関する
こと。

第10条第1項第1号に次のように加える。

シ ひきこもり支援に関すること。

ス 自殺予防対策に関すること。

セ 掛川市手話言語の推進に関する条例（平成29年掛川市条例第5号）に関すること。

ソ 障がい者の就労支援に関すること。

第10条第1項中第2号中ソをタとし、セの次に次のように加える。

ソ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関すること。

第10条第2項中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第10条第5項第1号から第5号までを次のように改める。

(1) 地域企画係

ア 地域健康医療支援センターの総合調整に関すること。

イ 希望の丘の総合調整に関すること。

(2) 発達相談支援係

ア 発達相談支援センターに関すること。

(3) 中部地域健康医療支援センター

ア 中部地域健康医療支援センターの管理運営に関すること。

イ 医療、保健、福祉、介護等に関する総合的な相談、申請受付及び支援体制の構築に関する
こと。

ウ 所管地域内における在宅支援に関すること。

エ 所管地域内における在宅支援関係団体との連絡調整に関すること。

(4) 東部地域健康医療支援センター

ア 東部地域健康医療支援センターの管理運営に関すること。

イ 医療、保健、福祉、介護等に関する総合的な相談、申請受付及び支援体制の構築に関する
こと。

ウ 所管地域内における在宅支援に関すること。

エ 所管地域内における在宅支援関係団体との連絡調整に関すること。

(5) 西部地域健康医療支援センター

ア 西部地域健康医療支援センターの管理運営に関すること。

イ 医療、保健、福祉、介護等に関する総合的な相談、申請受付及び支援体制の構築に関すること。

ウ 所管地域内における在宅支援に関すること。

エ 所管地域内における在宅支援関係団体との連絡調整に関すること。

第10条第5項に次の2号を加える。

(6) 南部大東地域健康医療支援センター

ア 南部大東地域健康医療支援センターの管理運営に関すること。

イ 医療、保健、福祉、介護等に関する総合的な相談及び支援体制の構築に関すること。

ウ 所管地域内における在宅支援に関すること。

エ 所管地域内における在宅支援関係団体との連絡調整に関すること。

オ 福祉課の分掌事務のうち、次に掲げる事務に関すること。

(ア) 住所不定者、行旅病人及び行旅死亡人に関すること。

(イ) 旅費欠乏者の援護に関すること。

(ウ) 障がい者の福祉に関すること。

(エ) 精神障がい者の保健及び福祉に関すること。

(オ) 障害者手帳の交付に係る相談及び申請の受付に関すること。

(カ) 障がい者の各種手当、各種派遣及び各種助成に関する相談及び申請の受付に関すること。

(キ) 支援費及び各種補助金に関する相談及び申請の受付に関すること。

(ク) 心身障害児学童保育に係る相談及び申請の受付に関すること。

(ケ) その他福祉に関する相談及び申請の受付に関すること。

カ 長寿推進課の分掌事務のうち、次に掲げる事務に関すること。

(ア) 介護保険に関する相談及び申請の受付に関すること。

(イ) 高齢者健康増進事業の申請の受付に関すること。

キ こども政策課の分掌事務のうち、次に掲げる事務に関すること。

(ア) ファミリー・サポート・センターに係る受付に関すること。

ク こども希望課の分掌事務のうち、次に掲げる事務に関すること。

(ア) 入園、保育の実施等に関する申請の受付に関すること。

(イ) 児童福祉に関すること。

(ウ) 児童手当及び子ども医療費助成に係る相談及び申請の受付に関すること。

(エ) ひとり親家庭への手当等に係る相談及び申請の受付に関すること。

ケ 教育政策課の分掌事務のうち、次に掲げる事務に関すること。

(ア) 学童保育所に係る相談及び申請の受付に関すること。

コ 学校教育課の分掌事務のうち、次に掲げる事務に関すること。

(ア) 就学に関する申請の受付に関すること。

(7) 南部大須賀地域健康医療支援センター

ア 南部大須賀地域健康医療支援センターの管理運営に関すること。

イ 医療、保健、福祉、介護等に関する総合的な相談及び支援体制の構築に関すること。

ウ 所管地域内における在宅支援に関すること。

エ 所管地域内における在宅支援関係団体との連絡調整に関すること。

オ 福祉課の分掌事務のうち、次に掲げる事務に関すること。

(ア) 住所不定者、行旅病人及び行旅死亡人に関すること。

(イ) 旅費欠乏者の援護に関すること。

(ウ) 障がい者（精神障がい者を除く。）の福祉に関すること。

(エ) 精神障がい者の保健及び福祉に関すること。

(オ) 障害者手帳の交付に係る相談及び申請の受付に関すること。

(カ) 障がい者の各種手当、各種派遣及び各種助成に関する相談及び申請の受付に関すること。

(キ) 支援費及び各種補助金に関する相談及び申請の受付に関すること。

(ク) 心身障害児学童保育に係る相談及び申請の受付に関すること。

(ケ) その他福祉に関する相談及び申請の受付に関すること。

カ 長寿推進課の分掌事務のうち、次に掲げる事務に関すること。

(ア) 介護保険に関する相談及び申請の受付に関すること。

(イ) 高齢者健康増進事業の申請の受付に関すること。

キ こども政策課の分掌事務のうち、次に掲げる事務に関すること。

(ア) ファミリー・サポート・センターに係る受付に関すること。

ク こども希望課の分掌事務のうち、次に掲げる事務に関すること。

(ア) 入園、保育の実施等に関する申請の受付に関すること。

(イ) 児童福祉に関すること。

(ウ) 児童手当及び子ども医療費助成に係る相談及び申請の受付に関すること。

(エ) ひとり親家庭への手当等に係る相談及び申請の受付に関すること。

ケ 教育政策課の分掌事務のうち、次に掲げる事務に関すること。

(ア) 学童保育所に係る相談及び申請の受付に関すること。

コ 学校教育課の分掌事務のうち、次に掲げる事務に関すること。

(ア) 就学に関する申請の受付に関すること。

第10条の2第1項第1号中シをスとし、サの次に次のように加える。

シ ファミリー・サポート・センターに関すること。

第10条の2第2項第2号オを削る。

第11条第1項第1号から第3号まで次のように改める。

(1) 企業誘致推進係

ア 工業振興に関すること。

イ 企業立地に関すること。

ウ 工業用水に関すること。

エ 大坂・土方地区造成事業の調整及び造成土地の販売に関すること。

(2) 産業活性化推進室創業・労政係

ア 産業政策の企画及び総合調整に関すること。

イ 中小企業の振興に関すること

ウ 中小企業の金融対策に関すること。

エ 商工業関係団体との連絡調整に関すること。

オ 地場産品を活用した商品開発に関すること。

カ 起業及び新分野への進出に関する支援に関すること。

キ 新産業の育成及び支援に関すること。

ク コミュニティビジネスに関すること。

ケ 中東遠タスクフォースセンターに関すること。

コ 雇用の促進に関すること。

サ 雇用対策協定の推進に関すること。

- シ 労働環境の整備に関する事。
- ス 職業訓練に関する事。
- セ 内職相談に関する事。
- ソ 勤労者福祉に関する事。
- タ 勤労者福祉会館の管理運営に関する事。

(3) 産業活性化推進室商業振興係

- ア 商業の振興及び調整に関する事。
- イ 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に関する事。
- ウ 計量器及び計量指導に関する事。
- エ 消費者教育及び消費者相談に関する事。
- オ 消費者関係団体との連絡調整に関する事。
- カ 掛川市消費生活センターに関する事。
- キ 中心市街地の活性化推進に関する事。
- ク 中心市街地活性化基金に関する事。
- ケ かけがわ街づくり株式会社に関する事。
- コ J R掛川駅の南北広場及び広場内設備の維持管理に関する事。
- サ 市営駐車場及び市営駐輪場の管理運営に関する事。
- シ 路外駐車場に関する事。
- ス 放置自転車防止対策に関する事。
- セ 掛川駅周辺施設管理特別会計に関する事。

第11条第1項に次の1号を加える。

(4) ふるさと納税推進室ふるさと納税推進係

- ア ふるさと納税に係る企画立案及び総合調整に関する事。
- イ ふるさと納税の寄附受付に関する事。
- ウ 商業、工業及び農業の連携の促進に関する事。

第11条第3項第4号に次のように加える。

- ケ 希望の森づくりに関する事。

第12条第1項第3号に次のように加え、同号を同項第4号とする。

- カ 子育て世代向け住宅の供給に関する事。

第12条第1項中第2号ケ及びコを削り、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加

える。

(2) 交通政策係

- ア 交通政策の総合調整及び推進に関すること。
- イ バス路線の拡充整備及び維持管理に関すること。
- ウ 新たな交通施策導入の調査及び研究に関すること。
- エ J R 満水新駅の設置に係る調査及び研究に関すること。
- オ 天竜浜名湖鉄道株式会社に関すること。

第12条第3項第2号クを削る。

第14条第1号オの(ス)中「の管理」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(掛川市公印規則の一部改正)

- 2 掛川市公印規則（平成17年掛川市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表2の表副市長印の項保管者の欄中「副市長」を「行政課長」に改め、同表2の表課長印の項中「29」を「30」に改め、同表2の表市長政策室長印の項を削り、同表3の表専用市長印及び専用市長職務代理人印の項中「管財課長」を「資産経営課長」に改め、同表3の表専用市長職務代理人認印の項中「1」を「2」に改める。

(掛川市職員職名規則の一部改正)

- 3 掛川市職員職名規則（平成17年掛川市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、市長政策室長」を削る。

(掛川市職員の給与に関する規則の一部改正)

- 4 掛川市職員の給与に関する規則（平成17年掛川市規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第11中「市長政策室長」を削る。

(掛川市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

- 5 掛川市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成17年掛川市規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「、市長政策室長」を削る。

(掛川市予算の編成及び執行に関する規則の一部改正)

- 6 掛川市予算の編成及び執行に関する規則（平成17年掛川市規則第31号）の一部を次のように改

正する。

第2条第4号ア中「及び同条第2項に規定する市長政策室」を削る。

(掛川市財産管理規則の一部改正)

7 掛川市財産管理規則（平成17年掛川市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中「及び同条第2項に規定する市長政策室」を削る。

第5条中「総務部管財課長」を「総務部資産経営課長」に改める。

様式第8号、様式第25条及び様式第26号中

「

市 長	副 市 長	総務部長	管財課長	主 幹	係 長	係
-----	-------	------	------	-----	-----	---

」

を

「

市 長	副 市 長	総務部長	資産経営課長	主 幹	係 長	係
-----	-------	------	--------	-----	-----	---

」

に改める。

(掛川市物品管理規則の一部改正)

8 掛川市物品管理規則（平成17年掛川市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号ア中「及び同条第2項に規定する市長政策室の長」を削る。

第3条第1項中「総務部管財課長」を「総務部資産経営課長」に改める。

様式第4号、様式第9号の2、様式第10号、様式第11号及び様式第13号中

「

市 長	副 市 長	総務部長	管財課長	主 幹	係 長	係
-----	-------	------	------	-----	-----	---

」

を

「

市 長	副 市 長	総務部長	管財課長	主 幹	係 長	係
-----	-------	------	------	-----	-----	---

」

市 長	副 市 長	総務部長	資産経営課長	主 幹	係 長	係
-----	-------	------	--------	-----	-----	---

に改める。

様式第14号中

管 財 課	課 長	主 幹	係 長	係	(意見)
-------	-----	-----	-----	---	------

を

資産経営課	副 市 長	総務部長	資産経営課長	主 幹	(意見)
-------	-------	------	--------	-----	------

に改める。

様式第15号から様式第29号まで、様式第31号及び様式第32号中

市 長	副 市 長	総務部長	管財課長	主 幹	係 長	係
-----	-------	------	------	-----	-----	---

を

市 長	副 市 長	総務部長	資産経営課長	主 幹	係 長	係
-----	-------	------	--------	-----	-----	---

に改める。

(掛川市庁舎管理規則の一部改正)

9 掛川市庁舎管理規則（平成17年掛川市規則第37号）の一部を次のように改正する。

別表中「総務部管財課長」を「総務部資産経営課長」に改める。